

4. 3 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

こども誰でも通園制度は、満3歳以上のお子さんを対象としていることから、保護者の就労要件等を問わない1号認定の受け入れを行っている幼稚園や認定こども園での事業実施を働きかけることで、一体的な提供体制の確保に努めるほか、2号認定での入園相談について保護者に寄り添った支援を行うことで、こども誰でも通園制度と教育・保育施設との円滑な接続を確保していきます。